

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月8日(水) 午前10時00分から午前10時25分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 20人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 14番 三宅 勝 委員

15番 大村 孝志 委員 17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員

22番 難波 朋裕 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 4人

12番 堀 幹宏 委員 13番 中西 公仁 委員 16番 野口 國治 委員

23番 岩田 英明 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 17番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから11月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
花巻会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年11月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は20名です。</p> <p>在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは、</p> <p>議席番号(17)番 田邊 洋樹(たなべ ひろき)委員と、</p> <p>議席番号(18)番 白神 博之(しらが ひろゆき)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、</p> <p>事務局職員の 前田 主幹 と、小野 主任 を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局
小山主任

【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1
頁から2頁にかけて7件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が5件、使用貸借権設定が2件となっております。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せて
ご覧ください。

【議案第1号、1番から7番について調査票をもとに説明】

まず2番につきまして、本日総会までに追加資料の提出等がなされることを条件
に、倉敷西地区協議会において承認をいただいた案件ですが、申請人の都合により
申請取下げとなりました。

また5番につきまして、申請人は早島町に対しても農地法第3条の規定による許
可申請を同時に行っており、許可日については早島町と同日で、平成29年11月
10日となります。

その他につきましては、特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件につきまして、2番については取下げ、2番を除く6件につきまして
は、すでに各地区協議会でご審議いただいた結果、調査票のとおり農地法第3条第
2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして異議なく許
可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
は、1番から7番のうち、2番は取り下げとなりましたので、残る6件について、
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さんご異議、
ご意見はございませんか。

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、2番を除く、6件について、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 日下部 主 任	<p>【 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>日下部です。説明させていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がありました。</p> <p>各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番は前回の保留分です。「申請人に計画の見直しを行って頂く必要があるため保留」となっておりましたが、平成29年10月13日付けで取下げ書が提出され取り下げとなりました。</p> <p>2番ですが、こちらにつきましては平成6年8月29日付けで農業用倉庫190㎡の届出が受理されていたものの、その後敷地全体が転用されてしまっていたことが判明したため、違反転用を是正するための許可申請として提出されました。</p> <p>現地を確認したところ、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当していると認められるものであり、平成29年10月13日付けで農業振興地域における農用地区域からも除外されていて、特に問題はないものと判断しました。</p> <p>以上により1番は取下げ。残りの1件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、この1件につきまして、真備地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1番は取り下げが出されておりますので、2番について許可との意見ですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号の2番は許可とします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。</p> <p>議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」です。 4頁から5頁にかけて7件の案件があります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>前田です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて7件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p>

1 番についてですが、申請者が早島町に市街化区域内の農地を所有していることが確認されました。

この土地について十分な検討がなされていないため先月保留となっていた案件でございます。

このことについて、申請代理人に検討結果の追加資料を求めていたところ、10月27日付けで提出されました。

市街化区域内農地について確認を行ったところ、建築基準法上では建築することが可能ではありましたが、土地の形状からして排水ができないため、建築不可と判断し、検討状況は問題ないと判断されました。

また、これとは別に、申請地の南側農地との境界が明確にされておらず、転用後に残った農地部分における農地利用状況が明確に判断できない事が、新たに確認されました。

このことについて、東地区協議会において再度、農地利用状況について確認を行い問題が無ければ許可意見とのことでした。

これに伴い、申請代理人に南側農地との境界及び農地利用状況について資料の提出を求めたところ、申請地西側につき、昭和57年の高速道路用地買収に伴う測量図と、測量図の復元に伴う資料の提出がありました。

内容を確認したところ、当時の境界杭と測量図に差異はなく、筆界未定となっておりますが、概ね境界復元に問題はないため、営農に支障はないものと判断しました。

以上により1番は許可意見となっております。

2番についてですが、10月の総会で、3つの項目について再確認する必要性があり保留となっていた案件です。

保留理由①農地転用の必要性についてですが、現在の駐車場を確認したところ、利用率は50%程度であり、新たな駐車場整備の必要性について再確認する必要がある。

保留理由②他法令の許可見込みについてですが、土砂埋立規制条例に基づくシモハナ物流と地域住民の協議では、地域住民はトラックを申請地の駐車場に停めないという条件で同意したとのことですが、申請書の土地利用計画図には、トラックの駐車場が記載されてあることから、地域住民の話と一致しておりません。土砂埋立

規制条例の許可見込みについて再確認を行う必要がある。

保留理由③シモハナ物流は、当該事業所の従事者のうち、農業者を3割雇用するという条件で許可となった農業振興施設です。しかし、昨年度の調査では、農業者の雇用が8%程度であり、雇用について改善するよう指導を行っていました。

しかし、この件について改善確認が出来ていないため、この度再確認を行う必要があるとのことでした。

この三つの確認事項について、申請代理人に対して資料の提出を求めていたところ、10月31日付けで資料の提出がありました。

まず、一つ目の確認事項、農地転用の必要性についてですが、資料提出が11月の東地区協議会前日であり、提出資料をもとにした十分な検討・現地調査ができませんでした。

二つ目の確認事項、土砂埋立規制条例に基づく許可見込み、地元から北側に新設した駐車場にトラックを置かないという条件で同意したという内容の件ですが、申請代理人からの追加資料だけでは確認が取れず、再度現地調査等を行い、確認する必要がある、これの確認についても時間を要するため、11月1日の東地区協議会では回答できませんでした。

三つ目の、農業振興施設として農業者の3割雇用を行うことについてですが、平成28年4月に指導を行った結果、雇用時にアンケート調査を行い、農業従事者を優先して雇用するという計画の提出を得ておりました。

その成果として、現在は、平成28年4月から比較して農業従事者の雇員人数は38人から63人と25人増加し、割合では8.3%から12.2%になっておりました。

しかし、条件は満たしていないため、現在建築中の施設が完成した後に再度、調査資料の提出を求め、農業従事者の雇用拡大を条件として、この件については可とするとのことでした。

以上により、2番については、追加資料について再度現地調査等を行う必要が残

り、先月に引き続き保留との意見でした。

3番についてですが、申請書及び添付書類の計画平面図・断面図等、書類が不十分であったため、先月保留となった案件です。

申請代理人に十分な検討を求め準備を進めさせてまいりましたが、今回の総会までに間に合わせることはできませんでした。そのため、この申請書類が整うまで、引き続き保留となっております。

4番から7番について特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました7件について、2番及び3番は保留、残りの5件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた5件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、許可意見されました5件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありました。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請については、2番と3番については、引き続き 保留、残り5件は許可意見のことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声 】

議 長

ご異議なしと認め、議案第3号は、2番、3番を保留、1番及び、4番から7番までの5件は許可とします。

続きまして、6頁をお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

	<p>おそれいます、井上委員さん、田邊委員さん、に関係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(井上委員、田邊委員 退席)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局 小山主任</p>	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から12頁にかけて49件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が21件、使用貸借が28件です。</p> <p>また、利用期間の更新は14件で、新規は35件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが21件、農地利用集積円滑化団体によるものが4件、農地所有適格法人によるものが3件で、その他は個人です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて123,326.26㎡です。</p> <p>そのうち農地中間管理機構によるものは面積55,268.26㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、49件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、6頁から</p>

でございますが、17頁から18頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に19頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から27頁にかけて64件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に28頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、28頁に8件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に29頁をお開きください。

報告第5号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、29頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員

【 質問なしの声あり 】

議 長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

事務局	<p>以上で、予定の議案はすべて審議が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は先ほど事務局から案内があったとお12月7日（木）です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時25分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年11月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員